

補助対象建築物

用途		規模
幼稚園又は保育所		階数2以上かつ500㎡以上
小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム又は老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
学校(幼稚園及び小学校等を除く。)		
病院		
劇場、観覧場、集会場、展示場		
百貨店		
事務所		
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
診療所		
映画館又は演芸場		
公会堂		
卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
体育館		階数1以上かつ1,000㎡以上
火薬類、石油類その他危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)	耐震改修促進法施行令第7条第2項に定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類	
	マッチ	
	可燃性のガス(圧縮ガス及び液化ガスを除く。)	
	圧縮ガス	
	液化ガス	
毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)		全ての建築物
その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物(要安全確認計画記載建築物を除く。)		